

公益財団法人 宇部市常盤動物園協会  
評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人宇部市常盤動物園協会（以下「当協会」という。）の定款第13条及び第26条に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給の基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち当協会を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする専務理事及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当協会は、評議員及び役員の職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、評議員及び役員本人から辞退の申出があった時は、これを支給しないことができる。

- 2 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内において、評議員会出席等、必要の都度、別表1に定める額を報酬として支払うものとする。
- 3 理事には、年度の総額が1,500万円を超えない範囲で、監事においては、年度の総額が10万円を超えない範囲で、次の報酬等を支払うものとする。
  - (1) 非常勤役員は、別表2に定める報酬。
  - (2) 常勤役員は、別表2に定める報酬のほか、賞与及び退職慰労金を支給することができる。
  - (3) 当協会の職員を兼務する常勤役員は、職員の給与規程に準じて管理職手当及び獣医師手当を支給することができる。

(報酬の支給日)

第4条 評議員及び非常勤役員の報酬は、会議等に出席した都度に支払うものとする。

2 常勤役員は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人からの申出のあった積立金等を控除して支給する。

(費用の支払)

第6条 評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払を要するものについては、前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として、通勤手当を支給し、その計算方法は、職員の給与規程に準ずる。

3 常勤役員が自ら居住に要するための住宅(貸間を含む。)を借り受ける必要がある場合、当協会がその住宅を借り上げ、入居する常勤役員から使用料として、月額2万円を役員報酬から控除する。

4 評議員及び役員が当協会の業務のため出張する場合は、当協会の旅費規程に準じて出張費を支給することができる。

(公表)

第7条 当協会は、この規程を、公益法人認定法第20条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(補足)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表1 評議員の報酬(第3条第2項関係)

役員等名	金 額	備 考
評議員	出席の都度 3,000円	非常勤

別表2 役員の報酬(第3条第3項関係)

役員等名	金 額	備 考
理 事	出席の都度 3,000円	非常勤
専務理事	月 額 300,000円	常勤(園長)
常務理事	月 額 200,000円	常勤
専務・常務理事	賞与	職員給与規程の期末手当の例により算定した額
専務・常務理事	退職慰労金	月例報酬に在職年数を乗じて算出した額
監 事	出席の都度 3,000円	非常勤